

児童扶養手当・特別児童扶養手当に関するお知らせ

児童扶養手当、特別児童扶養手当は、支給を受けようとする人が申請をする必要があります。該当となる方は保健福祉課福祉係にて手続きを行ってください。住所変更等があった場合も手続きが必要になります。

児童扶養手当

■ 支給対象 ※所得制限があります

何らかの理由で、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している場合や、父または母の心身に障がいのある場合等に、その児童を養育している家庭に対して、児童が18歳に達した年度末まで支給されます。(児童が政令で定める障がいの状態にあるときは20歳に達するまで)ただし、次の場合は手当が支給されませんのでご注意ください。

- * 児童が施設に入所または里親に委託されている
 - * 児童が父または母の配偶者に養育されている
 - * 父または母が婚姻の状態にある(同居等事実婚を含む)など…
- ※父、母、養育者もしくは児童が公的年金を受けている場合、受給額によっては手当が支給されない場合があります。

■ 手当月額

令和4年4月から手当月額が下記のとおり改定になりました。

児童の人数	全部支給額	一部支給額
第1子	43,070円	43,060円～10,160円
第2子	10,170円	10,160円～5,090円
第3子以降	6,100円	6,090円～3,050円

特別児童扶養手当

■ 支給対象 ※所得制限があります

知的、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母または父母にかわってその児童を養育している方に手当が支給されます。

ただし、次の場合は手当が支給されませんのでご注意ください。

- * 児童が障がいによる公的年金を受けている。
- * 児童が児童福祉施設(通園施設は除く)に入所している。
- * 対象児童を監護しなくなった。 など…

■ 手当月額

令和4年4月から手当月額が下記のとおり改定になりました。

特別児童扶養手当	手当月額
1級	52,400円
2級	34,900円

■ 現況届・所得状況届について

現況届(児童扶養手当)・所得状況届(特別児童扶養手当)の提出は毎年8月です。提出書類は個別に送付いたしますので、忘れずに期限までの提出をよろしくお願いいたします。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272・273)

小平町高齢者グループハウス「はまなす荘」の入居者を募集しています

■入居資格 小平町に住所を有するおおむね65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

*所在地 小平町字鬼鹿港町287番地の1 *募集室数 2室

*使用料 居室使用料(月額)10,100円

1人入居の場合:月額2,000円 2人入居の場合:月額4,000円

※居室における光熱水費(電気料・上下水道料)は、各室ごとの自費負担となります。

※お申し込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承願います。

◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係(内線272)もしくは鬼鹿支所(☎57-1111)・達布支所(☎58-1111)